多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和５年６月３０日
藤　岡　市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成２６年法律第７８号）第８条第４項において準用する同法第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第８条第４項において準用する同法第７条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

実施地域等					実施期間	実施主体	備考
１号事業	２号事業	３号事業	地域	重点区域との重複の有無			
		○	藤岡市（神流・小野・美土里・美九里・平井・鬼石）	無	令和２年 ～ 令和６年	多野藤岡有機農業推進協議会	
		○	藤岡市（藤岡）	無	令和２年 ～ 令和６年	上里一元出荷協議会有機 JAS 部会	令和４年より藤岡市を追加
			以下余白				